

2011年12月

シンジケートローンのアレンジャーの  
参加金融機関に対する情報提供義務を認めた事例  
(名古屋高判平成23年4月14日)を受けて

先般、シンジケートローンのアレンジャーが、債務者より得た情報を参加金融機関に提供しないままローンを組成したことについて、不法行為責任を認める高裁判決がなされました。

同判決では、本件のアレンジャーは、メインバンクが粉飾を疑っているとの情報を債務者本人から得たにもかかわらず、これに特段の対応をしないままローンの組成を継続したものと認定されました。このようなアレンジャーが不法行為責任を負うこと自体は、従来の金融実務からも違和感はないようです。

一方で、同判決は、借入人に対する守秘義務の存在を前提とする従来の実務とは異なり、アレンジャーが有する借入人の情報のうち、参加金融機関がローンの参加可否を判断するうえで重要な情報には、アレンジャーに守秘義務はないと判示しました。この立場が最高裁でも維持された場合、アレンジャー業務を営む金融機関では、特段の対策が必要となると考えられます。

1 はじめに

- (1) シンジケートローン（以下「シ・ローン」という。）は、銀行の貸付残高だけでも55兆9000億円（2011年6月末現在）に達し、金融機関の法人向け貸出の最も重要なツールの一つとなっています。
- (2) このシ・ローン組成の際のアレンジャーの参加金融機関への情報提供責任に関しては、アレンジャーと参加金融機関との間に情報格差がある場合が通常であることから、これまで様々な議論がなされてきました<sup>1</sup>。
- (3) 今般、この点が争点となるはじめての訴訟と考えられる本件訴訟において、アレンジャーが、自身の把握していた情報を参加金融機関に開示しなかったことに関し、不法行為責任を認める判決がなされました。

- (4) そこで、同判決の概略を紹介した上で、これを実務の指標となる日本ローン債権市場協会の行為規範・実務指針<sup>2</sup>（以下「JSLA基準」という。）と比較し本判決の実務への影響について考察します。

2 事案の概要<sup>3</sup>（以下、参加金融機関をX、アレンジャーをYとします。）

- |          |  |
|----------|--|
| H19.8.30 | Y担当者がXを訪問し、シンジケートローン（以下「本件ローン」という。）への参加を提案   |
| H19.9.21 | 借入人が、Y担当者に、「①メインバンクが借入人の決算書に不適切な処理があるとの疑念を有していることと、②借入人自身が一部債権者に「決算書において一部不適切な処理がされている可能性がある」とする書面を送付したことを伝える。 |
| H19.9.26 | 本件ローン契約締結。   |
| H19.9.28 | 貸付実行（総額9億円）  |
| H19.11.5 | 借入人、債務整理を弁護士に委任したことを通知   |
| H20.3.28 | 借入人、民事再生手続開始申立   |

3 本判決の要旨

本判決は、以下のとおり判示して、XのYに対する貸付金相当額の損害賠償請求を認めました。

- (1) アレンジャーは参加金融機関との間に何らの契約関係もないから「契約上の債務としての情報提供義務を負うとは認められない。」
- (2) しかし、アレンジャーは「参加金融機関にとっては取得が困難でありながら、参加するかどうかを決定するうえでは重要な情報を借受人からの従前からの金融取引によって知・取得していることもある。」

そのため、アレンジャーが、参加金融機関に対しシ・ローンへの招聘活動をしているにもかかわらず、「このような重要情報を提供しないのは…信義に反するから、…信義則上、上記のような重要情報を参加金融機関に提供すべき義務がある」。

【監修者】

パートナー  
弁護士  
中森 亘  
[http://www.kitahama.or.jp/Japanese/lawyer/j\\_nakamori.html](http://www.kitahama.or.jp/Japanese/lawyer/j_nakamori.html)

【執筆者】

弁護士  
飯沼 孝明  
[http://www.kitahama.or.jp/Japanese/lawyer/j\\_iinuma.html](http://www.kitahama.or.jp/Japanese/lawyer/j_iinuma.html)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の 変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係  
(電話: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

したがって、アレンジャーが故意または重大な過失により、かかる情報を提供せずに「参加金融機関の判断を誤らせた場合には、アレンジャーは、信義則上参加金融機関に対して当該情報を提供すべき義務に反し、不法行為責任を負うことがある。」

- (3) 「アレンジャーは、金融取引のある借入人に関して知っていて、第三者に守秘義務を負うような情報であっても、招聘する金融機関が参加するかどうかを決定するのに必要な情報については、守秘義務がなく、反対にこれを（参加金融機関に）提供する義務がある。」

#### 4 JSLA基準

(1) 一方、JSLA基準では、以下のような要件を満たす場合に、アレンジャーが借入人による情報開示を促すことなくシ・ローンの組成を進めた場合、アレンジャーの行為が不法行為に該当し、参加金融機関に対し損害賠償責任を負う可能性があるとしています<sup>iv</sup>。

- ①アレンジャーが知りながら参加金融機関に伝達していない情報が存在する。
- ②その情報は、借入人が開示しない限り、参加金融機関が入手し得ない。
- ③その情報は、参加金融機関のローンシンジケーションへの参加の意思決定のために重大な情報である。

(2) また、JSLA基準では、参加金融機関に対する情報開示のためのベストプラクティスとして、概要以下の事項を挙げています<sup>v</sup>。

- ①アレンジャーは、自らは保有するものの、参加金融機関に開示されていないか、その内容が正しく伝えられていないと思われる重大なネガティブ情報<sup>vi</sup>があれば、その情報を参加金融機関に正確に開示するよう借入人に促す。
- ②前項の情報開示に借入人が応じない場合、アレンジャーは、その情報の内容によっては、ローンシンジケーションを中止するといった判断を行う。

#### 5 本判決とJSLA基準の比較

(1) 本判決と、上記JSLA基準とを比較すると、アレンジャーが、「借入人に関する参加金融機関にとっては取得が困難でありながら、（ローンに）参加するかどうかを決定するうえでは重要な情報」（以下「重要情報」という。）を保有しているにもかかわらず、これを参加金融機関に伝えないままシンジケーションを進めた場合に、不法行為責任を負う可能性があるとする点は、両者共通しています。

(2) しかし、重要情報を参加金融機関に伝達する手段について、JSLA基準と本判決の立場は大きく異なっています。

JSLA基準は、このような場合、アレンジャーは、①借入人に重要情報を参加金融機関に開示するよう促し、②借入人がこれに応じない場合には、シンジケーション自体を止める、との対応を求めています。これは、あくまでアレンジャーの借入人に対する守秘義務の存在と、その遵守を前提としています。

これに対し本判決は、借入人の重要情報に関し、アレンジャーの借入人に対する守秘義務を否定し、重要情報をアレンジャーから直接参加金融機関に提供することを求めているのです。

#### 6 本判決の実務への影響

(1) 本判決の事実認定を前提とすれば、借入人は、自ら、アレンジャーに、「メインバンクが粉飾の疑いを持っている」と伝えており、借入人は、かかる情報をアレンジャーから参加金融機関に伝達することを意図していたとさえ考えられます。そのため、このような重要情報を受領したのにローンの組成を続行した本件アレンジャーの対応は、JSLA基準に従っても不当であり、不法行為責任を負うことがやむをえないことは、実務感覚と相違ないものと思われれます<sup>vii</sup>。

しかし、本判決は、その結論に至る過程で、重要情報をアレンジャーの守秘義務の対象外としています。これは、実務感覚とは異なるものであり、実務界から強い批判を受けています<sup>viii</sup>。

(2) この点については、最高裁の判断が待たれるところですが、預金者の情報に関し、金融機関が弁護士会照会に対し法律上の報告義務を負うとする裁判例<sup>ix</sup>等に鑑みれば、最高裁でも、守秘義務に例外を認めた本判決が維持されることも考えられます。

また、本判決では、守秘義務の例外となる「重要情報」の内容が明示されていません<sup>x</sup>。そのため、本判決が最高裁でも維持された場合には、借入人は、アレンジャーの有する借入人の情報のうちどの情報が守秘義務の例外として参加金融機関に開示されるか予見できないという不安から、シ・ローンの組成自体を躊躇することにもなりかねません。

(3) この点につき、当事者の対応のみで、その不安を完全に払拭できるわけではありません。

もっとも、可及的な対応として、アレンジャーにおいて、重要情報が守秘義務の例外となることを前提に、①その内容につき明確かつ合理的な定義を行ったうえで、②これをインフォメーションメモラムダムにおいて参加金融機関に明示するとともに、③

借入人にも、予めその内容を説明し了承してもらうといった対応が考えられます。

また、これに加え、重要情報に関し、アレンジャー所管部門に認識漏れがないよう、営業店との間で情報共有や、認識の相違を避けるための仕組みを構築することも必要となるものと思われ<sup>xi</sup>。

<sup>i</sup>例えば、道垣内弘人「アレンジャー、エージェントの法的責任(1)」ジュリスト1368号97頁、森下哲朗「シンジケート・ローンにおけるアレンジャー、エージェントの責任」上智法学論集第51巻2号(2007年)等

<sup>ii</sup>なお、ここにいう「行為規範」とは、ローンシンジケーション取引における行為規範(2003年公表)を指し、「実務指針」とは、を指し、「実務指針」とは、「ローン・シンジケーション取引に係る取引参加者の実務指針について(2007年公表)」を指す。

行為規範：[\[http://www.jsla.org/uploadfile/bxc6h28gaub8n.pdf\]](http://www.jsla.org/uploadfile/bxc6h28gaub8n.pdf)

実務指針：[\[http://www.jsla.org/uploadfile/320071011205915.pdf\]](http://www.jsla.org/uploadfile/320071011205915.pdf)

<sup>iii</sup>本判決の事実認定に基づく。また、事案は簡略化している。

<sup>iv</sup>上記注 i 行為規範 7 頁

<sup>v</sup>上記注 i 実務指針 6 頁

<sup>vi</sup>なお、この情報については、アレンジャー業務の担当部署のみならずリレーション所管部署が取得している情報を含む。

<sup>vii</sup>同様に解するものとして、浅田隆、本多知則「異例なアレンジャー業務の事例判決」金法1921号64頁、日比野俊介「アレンジメント業務の実務的観点からの検討」銀行法務21、732号18頁ほか。

<sup>viii</sup>実務の立場から、同判決の論旨を批判するものとしては、上記注 vii の各論稿のほか、渡辺隆生「シ・ローンアレンジャーの情報開示義務」事業再生と債権管理133号180頁等。

<sup>ix</sup>大阪高判平成19年1月30日、判時1962号78頁、この判決に対しては、上告・上告受理申立がなされているが、いずれも棄却されている(最判平成20年11月25日、判例集未掲載)

<sup>x</sup>なお、この点につき、本判決は「提供義務の対象となる情報は、参加の招聘を受けた金融機関が参加するかどうかを決定するのに重要であって自らは知ることが困難な状況であればよく、その内容が疑念の段階に止まるものであっても、対象となりうる。」とする。

<sup>xi</sup>同様に述べるものとして「〈座談会〉アレンジャーの情報提供義務と今後の実務影響―名古屋高裁シ・ローン判決を契機として」金法1925号61頁(大西善朗発言)。

<http://www.kitahama.or.jp/>

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16  
大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)  
FAX 06-6202-1080・1130・9550

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12  
サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)  
FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990  
FAX 092-263-9991

当事務所では、従来型の融資案件のみならず、資産流動化や不動産投資私募ファンド、VC・ファイナンス、種類株式等を利用したエクイティ・ファイナンス、メザニン・ファイナンス、事業再生案件におけるDESやDDS、エグジット・ファイナンス等の幅広いファイナンス分野において、法的助言・分析・評価、ストラクチャー組成、SPV設立、ドキュメンテーション、債権回収、交渉・裁判対応等の業務を行っております。

本ニュースレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、ファイナンス法に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用下さい。